

## 会 議 記 録

会議名称	第2回 補助金の適正化に関する懇談会
日 時	平成16年5月10日(月)午後1時00分～午後3時03分
場 所	中棟4階 第2委員会室
出席者	委員 堀場、原田(博)、沼尾、原田(弘)、徳田、長津、大島、内藤 区側 政策経営部長、行政管理担当部長、企画課長、財政課長、 行政改革担当副参事
配布資料	(平成16年度)杉並区補助金制度の現状
会議次第	1 会長あいさつ 2 審議・意見交換 (1)資料説明 補助金制度の現状 (2)意見交換・質疑応答 3 閉会 次回開催日程について

会長 それでは、5月10日の第2回補助金の適正化に関する懇談会を開催したいと思います。どうもお忙しいところ、ありがとうございます。

本日は、前回の議事録を見ていただきますとわかりますように、少し具体的な杉並区の補助金のお話に入らせていただきたいと思います。

まず、資料及び会議録の確認について、事務局の原さんの方からお願いいたします。

財政課長 皆様のお手元に、「補助金の現状」という資料と、前回、第1回目の会議録を調製してございます。とりわけ会議録につきましては、そのメモにもつけてございますが、中身を皆様にご確認いただきまして、もし不都合等の部分がありましたら、そこに書いてございますように、5月18日までにそれぞれの適宜の方法で私どもにご連絡いただければというふうに思います。また、この会議は公開を原則としておりますので、インターネット等で公開をさせていただく予定でございます。ご了承いただければと思います。会議録につきましては、以上でございます。

引き続きまして、この補助金の現状につきまして、私どもで資料を調製いたしましたので、その内容について、概要をご案内させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目をお開きいただきたいと思います。

補助金の形態というのと補助金の現状というのがゴシック体の黒い字で書いてございますが、まず補助金でございますけども、これは前回の会議でもお話し申し上げたとおり、補助金の支給の根拠については、地方自治法という法律の中で「公益上必要があると認める場合には補助金を支給することができる」という規定に基づきまして、この補助金の形態というところをごらんいただきますとおわかりのように、現在、杉並区では大きく分けて二つ、区の単独事業として135事業、国あるいは東京都の施策として補助を想定した事業に基づいて、区もそれに上乘せして支給している事業というものが五つ、計140事業を持っております。この、区の単独事業でございますが、ここに書いてございますように、政策的な目的あるいは一定の公益上の必要といった現象を誘導していくための補助といった性格を持っているものが幾つかございます。一番典型的なものが、地域団体等の活動の奨励あるいは振興等を図る意味での補助金が一番多いわけですが、これ以外でも に書いてございますように、団体の必要な維持経費、人件費等が中心になりますが、あるいは運営補助という内容でございます。また3点目に、社会福祉法人等が建設いたします福祉施設、これについて一定の病床というものを確保していくために建設コストの一部を負担していくといったものもございます。あるいは外郭団体と書いてございますが、区が一定の

基本財産を出捐している、出資している団体の運営あるいは活動に対しての補助といったものが大きく分けてございます。また、これとは別に、純粋に個人の経済的な負担を軽減していくという目的のものの補助も含めて、それぞれ区の単独事業で補助金を執行しているという、大きく分けるとこのようなことが言えるかと思えます。

では、その具体的な補助金のどういう支出先、交付先があるかといったものが下段の2番のところでございますが、16年度の予算額は46億7,700万円ほどでございます。その内訳が分野別の交付状況を(2)というふうに書いてございますが、ここに書いてございますように、便宜的に左の表側にありますように、経営管理、区民生活から外郭団体等というふうに書いてございますが、それぞれその交付対象を団体、個人、法人と三つに分けて、それぞれどういう金額の配分、構成になっているかといったものを示したものでございます。既にごらんになっておわかりのように、この社会福祉の分野の団体を中心として、この合計欄に記載してございますように19億8,000万円ほど、全体の補助金が46億ほどでございますので、構成比としては42%程度がこの福祉の分野に投入されているという内容でございます。この一番下に書いてございます外郭団体といったものが8億9,000万円ほどございまして、全体の2割ほど。この二つの分野で現補助金の半分以上を占めるという状況でございます。とりわけ団体が、この三つのカテゴリーで分けますと、金額的に7割近いウエートを占めていくという状況でございます。

右の方の表でございますが、上段の方の交付期間、これは便宜的に、この新規と書いてあるのは平成16年度からというふうにご理解いただければと思えます。2年から5年あるいはそれ以降、記載のように、それぞれ16年度をベースにして、どの程度の期間その補助金が補助金として当該団体等に交付されているかという、その交付の期間、その継続性に着目して見た表でございますが、この新規というところは、新規からその下、2年から5年と、現在の区長になってからというふうにご理解いただければと思えます。ただ、ここではすべてがすべて新規ということではなくて、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドで一定の補助金を整理し、あるいは新規の名称として一つの補助金を立ち上げていくといったものも含まれておりますので、このような状況になっております。下段の方ですけども、今度はその補助金を金額の規模、1団体当たりあるいは1件、1人当たりという単位別に見た場合にどの程度の金額が交付されて、その対象事業がおおむねどういう傾向にあるのかというものでございます。したがって、5万円未満から100万円以上にわたりまして、おおむね記載のような幾つかの代表的なものを見繕ってここには掲載してございます。

次の2ページ目以降でございますが、今申し上げました補助金の分野別の交付の状況をさらに細かく、その補助の内容等を含めて記載したものでございます。

ちなみに、この2ページ目の一番上、1番の経営管理分野と書いてございますが、8,800万円ほど。これについては、記載のような職員の互助会あるいは教職員の互助会といったものに所定の、ずっと右側の欄を見ていただきますと16年度予算というのがございますが、両方合わせて約9,000万円弱でございます。同様に2番の区民生活分野、これは2億ほど書いてございますが、幾つかのカテゴリーに分けてございます。地域安全のところですけども、地域安全のところは3番から12番というふうに一番左の表側に書いてございますが、防犯あるいは防災、あるいは消防、交通安全、こういったものを含めております。この中で8番の消防団が1,100万円ほどで、数字から見ると一番多い方の部類に入る。同様に、防災市民組織についての助成と。ここが最も多くて約1,500万円という状況でございます。以下、記載のとおりでございます。

次のコミュニティ振興については、この地域集会施設運営協議会事業に対する補助金と大きく括ってございまして、全体で1億2,000万円ほどございます。これはそれぞれ杉並区では施設建設のエリアを七つの地域にもともと分けまして、配置基準として七つの地域について、このそれぞれの地域集会施設運営協議会というものを住民の方々に構成して立ち上げてございます。それぞれの運営協議会にこれまでこの施設運営、これを委ねてきたというものでございます。それに対する補助金、基本は、これまでは、立ち上げから一昨年までは委託料という方式でやっておりましたが、そこを一部民間委託に切りかえてございますので、民間の事業者が担っている部分、それから引き続き地域の人たちが担っている部分というふうに分けまして、地域の人たちに担っていただいている部分についての補助金をそれぞれ記載の、各協議会ごとに1,800万円程度、合わせて1億を超える金額が補助金としてこの分野で出ているという内容でございます。以下、町会関係の専用掲示板あるいは民有灯と書いてございますが、こういったもので所定の金額が出ているものでございます。

次の3ページ目をごらんいただきたいと思っております。3ページ目はいわゆる産業振興の分野に約3億計上してございます。この中で、個別の商店会あるいは商店街の振興組合 振興組合は法律に基づくものですが、こういったところにそれぞれイベントあるいは交流、あるいは防犯カメラ等、昨今の時代を反映してこういったものについての助成を講じているところであります。以下、商店街の補助金あるいは産業協会の補助金、商店街が持

っております。装飾灯なんかのそれぞれの維持管理経費、こういったものの補助、あるいは観光関連の補助金等を記載のような格好で現在運営していると。32番に納税貯蓄組合が杉並に現在でも2団体ありまして、このそれぞれの連合会に対して70万円ずつを交付しているという状況でございます。

次に、4ページ目にまいります。ここが最も多い分野になりますが、14億ほどでございます。今申し上げているのは、すべて団体を対象としたものでございまして、この社会福祉分野の団体が最も多いという状況でございます。まず地域福祉の分野ですけれども、34番に書いてありますように、社会福祉協議会、ここについての、これは法律上の法人になりますが、この社協の方にそれぞれ運営費あるいは活動に要する経費、これが記載のような、合わせて2億を超える金額を計上しているものであります。その後、高齢者、NPOあるいは保護司会、民生委員というような、それぞれ事業に対しまして補助金を交付しているところでございます。

の障害者福祉ですけれども、この障害者福祉については、個別に細かく事業が分かれておりますので、一つ一つはご説明申し上げませんが、それぞれこの福祉の分野は、この表頭のというか、この表の右から四つ目に「単独」とか「上乘」というのがございますが、「単独」は、先ほど申し上げたとおり、区の事業です。「上乘」と書いてございますのが国あるいは東京都の本来補助を想定した政策的な補助制度に、それだけでは基準が低い、あるいは金額が足りないというようなことで、区が単費で上乘せをしているというものでございまして、この福祉の分野がこの上乘せの補助が比較的集中しているというところであります。

次の5ページ目にまいります。高齢者福祉ですけれども、記載のように、特養あるいは高齢者の機能回復、あるいは老人クラブ等の活動経費を記載してあります。

それから、の女性・児童の福祉部門ですけれども、認証保育所、これは番号62になりますが、東京都の制度ですけれども、この認証保育所について、保育の受け皿を拡充していくという観点から多額の経費を投入しているというものでございます。それ以外についても、私立の保育園等のいわゆる待機児解消のための施策を、補助金という形でそれぞれ、金額の多寡は別にして、講じているところでございます。

次の5番の保健衛生ですけれども、ここはそれぞれの補助金としてはそう大きく予算措置しているところではありませんけれども、それぞれ医師会あるいは薬剤師会、歯科医師会等を中心として、それぞれ所定の記載のような金額を補助金として交付しているものであり

ます。

次に、6ページ目へまいります。6ページ目は環境・まちづくりの部分ですが、ここに1億5,000万ほど計上してございまして、この中ではいわゆるまちづくりの地域の比較的任意の活動団体への補助、あるいはまちづくり協議会についての補助等を記載してございまして、72番にございまして、南北バス運行の経費の補助金とございまして、これに1,600万円ほど計上してございまして、これはこの16年度から新たに、現在1路線のところを2路線にしていくということがございまして、その2路線目の部分についての補助金を計上したものでございまして、1路線は現在黒字になっておりますので、補助金は執行する必要がないという状況でございまして、その下の73番の下井草駅整備株式会社でございまして、西武鉄道と杉並区とが50：50の出資比率でもって、商法で定める法人の最低限度である1,000万円の資本金の半分500万円をそれぞれ出し合いましたこの3月の末日でもって立ち上げた株式会社でございまして、これについて、下井草駅の駅周辺、駅舎の橋上化を含めて、それに必要な事業の補助金といったもので組んでいるものでございまして、以下、みどりの基金あるいは環境配慮行動等についての団体についての補助金が記載してございまして。

ちなみに、77番と78番につきましては、それぞれこれはエコシールあるいはレジ袋と書いてございまして、これはあくまでも環境面からマイバッグ運動というものを杉並区では取り組んでございまして、いわゆるごみ量の削減、とりわけレジ袋の削減を通じて環境の配慮に努めていくというものでございまして、それに必要な団体の経費を計上しているところでありまして。

7番の教育・文化ですが、ここについては、私立幼稚園の設置者等についてのそれぞれの補助金、小・中学校のPTAに対しての補助金、あるいは文化団体、体育協会等への補助金をそれぞれ計上してあります。

8番目に外郭団体8億と書いてございまして、これはシルバー人材センター、あるいは文化交流協会、土地開発公社、これについては、区の100%の出資で土地の先行取得を目的に、公有地の拡大に関する法律に基づいて設立された公社ですが、これも法人格を持っておりまして、別団体として記載のような格好で計上しておりますが、これ以外に財団法人である障害者雇用支援事業団、あるいは勤労者の福祉協会、スポーツ振興財団といったものについては、条例に基づいてそれぞれ運営費等を補助しているものでございまして、これが非常に大きくなっているところでありまして。

次に、7ページ目をござらんいただきたいと思っております。

この7ページ目から、今度は個人を対象とした補助金の制度でございまして、7ページ、8ページにわたりますけれども、この1番の区民生活分野から4番の教育・文化と書いてございますが、それぞれ区民生活課へ行きますと、震災時の井戸の整備等、登録井戸の設置者と書いてございますが、こういったもの、それから、貸与宿泊施設の区民宿泊費の補助金といった、これは民営化した宿泊施設に対して区民の利用料をこれまでと同様の割り引いた金額で宿泊できるように、実質的にはこの民営化に伴うその事業者に現在交付しておりますが、あくまでも制度上は利用者1人当たり幾らという単価設定をして、その分の実績に基づいて交付しているというものであります。それから、産業振興分野については、空き店舗あるいはS O H O等の事業につきまして、それぞれ助成をしています。それから、社会福祉については、福祉サービスの第三者評価と、これはもう事業展開が客観的に見てどうかといった、言ってみれば第三者のお墨つき評価をしていながら、その利用者の安全を図っていくという目的でございまして、それ以外に心障者の通所訓練、授産施設に関する補助、あるいはヘルパー等についての資格のための研修の受講料についての助成等を行っております。それから、教育分野については、最も多いのが、一番下、14番と書いてございますが、私立幼稚園児の保護者に交付しているものでございまして、この私立幼稚園保護者の負担金をそれぞれ所得階層に応じて補助をしているというものでございます。

次に、8ページにまいります。

8ページ、環境・まちづくりでございまして、2億8,000万円ほどでございます。これにつきましては、上から申し上げますと、一般的な木造賃貸住宅等の建替促進事業、この不燃化を非常に面的に広げていくために、個別の建替えごとに建替者に対しての助成をしていくもの、あるいは同様に防災不燃化の建築物の建築主について助成していくもの。一つ飛んで、高齢者住宅整備費というようなものについての経費が比較的大きくなってございます。それから、自転車の駐車場絡みの補助金、私道排水設備の補助金、雨水浸透施設の設置の助成金等、それぞれ生活関連の助成がございまして、合わせてこの中で一番大きくなっているのが狭あい道路の拡幅整備の助成金、これは条例に基づいてそれぞれ狭あい道路の拡幅整備の実施主体といったものに対して、それぞれ所定の金額を助成するものでございます。以下、生け垣あるいは保護樹木、接道部の緑化、屋上・壁面緑化等の助成制度を持っております。また、これは昨年からは補助を開始したものでありますが、太陽光発電システムの設置費の一部補助、あるいは低公害車の導入促進のために、一定の装置を着装した場合における補助制度を有しているところであります。

次の9ページ目でございますが、9ページ目は、これまで団体、個人と申し上げてまいりましたが、法人の、ほとんどが社会福祉法人あるいは医療法人であります。ここの特養ホーム等、あるいはグループホーム等のいわゆる高齢者あるいは障害者等を対象にした施設建設、福祉施設の建設費の一部負担ということになります。建設助成をしているものの一覧でございます。一番上から4番まではそれぞれ補助の開始の年度、あるいは対象は若干違いますが社会福祉法人、これは区内でございます浴風会、以下、同様にございなければというふうに思います。

以上が16年度をベースにして、現在、補助金として持っているその実態、現状を団体対象、個人対象、それから施設建設といった三つに分類したものの概要であります。

次に、10ページ目でございますが、この10ページ目は、委員の方からお話ございましたが、人件費等の一方で削減に見合っ必要補助金もまた片や増経費として出ているといったものもあるであろうと。そういったものについてはどうかというお話ございましたが、それについて平成13年度から16年度、これは予算の部分ですが、それぞれ行革に伴う補助金への影響ということで、一応、簡単にまとめておきました。一番左、表側に年度が書いてありまして、その右側、全体の行革の効果額と書いてございますが、この13年以降については、おおむね30億から大体40億前後の行革の効果が総体として、区全体としてこの程度の金額をこれまで持ってきております。11年度、12年度については、さらに大きく80億前後というものがございましたが、13年以降は概ねこういう傾向でございます。そのうち、この補助金に絡むものが、例えば13年度であれば授産場の移管、これをシルバー人材センターへ移管することによって、委託料等の減で、これは4,000万と書いてございますが、それに見合っ、逆にシルバー人材の方に一定の補助金と、人件費を含めた補助金を交付してございます。これに伴う実質的な行革の効果額というのが差し引きで450万と書いてございますが、以下、同様にこの表をございなければと思います。前回、この会議で申し上げた宿泊施設の民営化に伴うものが14年度に記載しているところであります。全体で48億ほどの効果額に対して、それぞれ管理運営費等の減、委託料等の減に合わせながら、一方で補助金を新設しながら、結果として全体としては財政負担を抑えてそれぞれこれまできているところであります。以下、15、16年度も同様で、これはあくまでも見込みでございますが、記載のような区民センターの運営化の見直しを現在進めてきたというところでございます。

最後に、11ページにつきましては、これは前回の青い表紙の『ざいせい2003』の中から



補助金の部分を抜粋にして、今回の現状に合わせて最後に編綴したものでございます。必要に応じて、参考にしていただければというふうに思います。

以上、杉並区の補助金制度の現状と実態についてご説明申し上げます。

会長 ありがとうございます。

まず、委員の皆様からご質問をいただきたいと思いますが、140項目にわたっておりますが、全般にわたるご質問ございますか。ないしは、それぞれの関係の団体に関するご質問がございますか。

委員 ちょっとよろしいでしょうか。全体にわたるといのか、あるいは個別的なのかちょっとわからないんですが、ちょっと私も冒頭おくれて申しわけございませんでしたけれども、全体に単独と上乘せと二つのタイプがあるという示しが出ておりました。単独というのは、言うなれば杉並区独自でやっているというふうな理解でいいと思うのですが、上乘せの場合などに関して、ちょっとこのどの部分が上乘せになって、これ、基本的には純粋に上乘せだけの金額がここには多分表示されているんだろうと思うんですね、予算額としては。そうすると、例えば、5のところプラス1なのか、5のところプラス5なのか、そのあたりがちょっと見えないという、この数字だけを見ていると、どの程度の上乗せ額というか、割合というかになっているのかがちょっとわからないかなという感じがいたしますので、これは特定のところというか、全体にこれはかかわっているのかなと思うんですけれども。

会長 例えば、52番を見ましようか。心身障害者通所訓練という。ここでよろしいんですか。

委員 ええ。

会長 これの2億8,337万4,000円の上乗せということですか。

財政課長 はい。

会長 おわかりになりますか。今すぐでなければ……。

事務局 A では、すみません。2億8,300万ほどの52番の心身障害者の通所施設の方なんですけど、これが都の補助金自体が約7,600万ほどですので、約2億600万ほどを区の方で上乘せをしているという状況です。

会長 都の補助が760万円に対して2億8,000万の杉並区上乘せ分ということによろしいですか。

事務局 A 都の方が7,600万ほどですので。

会長 7,600万。

委員 よろしいでしょうか。だから、この場合は相当の上乗せ額になっているということですね。言うなれば、そういうのが、今たまたま52番でしたけども、ほかでもあるだろうと思いますので、ちょっとそのあたりを。今、口頭で言われてもちょっとメモをするのが大変困難でございますので、上乗せの部分だけについては、少し別に表記する、あるいは内訳を表記するというような形をお願いできないかなと思います。

会長 上乗せという名前ですが、実態としては、むしろ単独に近くて……。

委員 に近いですね、今話を聞くと。

会長 というような話になっていますね。

財政課長 実態を見ると、今お話し申し上げたように、上乗せの割合が、全体の総事業費に対する割合がかなり高いといったものがございます。今申し上げたように、この上乗せのところが全部で五つありまして、そのうち、ほとんど社会福祉、要するに福祉分野ですね。番号でいきますと43番、それから52番、53番、56番、それからあと、7ページの一番下の14番、この五つなんですね。きょう、その細かなそれぞれの事業ごとのどの程度の上乗せの割合、シェアを区単独で占めているのかと。それによって全体の事業に対する補助金が、実質的に単独事業に近いものだ。そういったものの実態を知るための資料を今日はおつけしていませんものでしたから、これは別途、これはすぐわかりますので、それだけの資料をご用意したいと思います。

会長 その他ご質問ございますか。

どうぞ、委員。

委員 すみません。ここで単独事業と上乗せ事業という区分けをしていらっしゃるんですけども、これは区の事業なのか、例えば、都の事業に区が便乗しているかということに分けているのかどうかということがよくわからなかったんですね。もうちょっと言い方を変えますと、単独事業というものであっても、財源の割合を見ると、国や恐らく都その他から補助が来ているものもあると。そうだとすると、これ、例えば、杉並区の方で補助金について見直すとしても、これは財政的には国や都のひもつきなので、区だけの単独では決められないというような単独事業もあるのかもしれない。上乗せの場合には、恐らく都ないしは国の基準に上乗せをしているということだと思うので、そこで恐らく都や国との関係というのがあるだろうということは明らかなんですけども、単独事業の場合に、本当に区が独自に、区だけの財源でやっているものと、国や都の一定の基準があって、それを

採用するということを区が単独で決めてやっているものとあると思うので、そのあたり、  
どういうふうな仕分けが可能なのかというようなことをちょっと教えていただければと思  
うんですが。

会長 どうぞ。

財政課長 まさにおっしゃるとおりでございます。この表でいきますと、事業形態の  
別に単独と上乘せと書いてありまして、備考欄に今お話が出ましたような実際の特定財源  
がどういうものがあるのかということの、本当の走りのメモだけでマークしてございま  
すが、あくまでも自治体が当該事業を行った場合に、そのうちの2分の1あるいは4分の1とい  
う、その事業によって異なりますけども、それ相応の割合でもって、あとはまた予算の範  
囲内という中で補助申請をして、その補助決定、内示を受けていく。で、具体的な金額が  
入ってくると。そういったもの、いわゆる特定財源を事実上前提としているものというも  
の、それから、全く特定財源なくして区の単独の経費で区の税で賄うといったものが、同  
じこの単独の中でも二つにさらに分かれます。それについては、実質的には、今後、三位  
一体の中でその補助制度がどうなっていくかと、あるいは東京都が財政再建の中で当該補  
助をどのような扱いをしていくかといったことによって、一定の政策判断を迫られてくる  
というものもないわけではないというふうに考えています。

同時に、上乘せについては、それぞれ、ほとんど国や都の要綱ですけども、それに基づ  
いて区の方が一定割合を、それぞれ施設の規模あるいは事業の内容、個別の性格に応じて  
それぞれの割合を上乘せしているというものがございます。したがって、単独の中  
でも二つ、全くの区の単費でやっているもの、それから、国や東京都の事実上特定財源、こ  
れを自治体が当該事業をやれば一定割合で見るという、今申し上げたそういった特定財源  
を一応前提としているものと。まず、私どもでは特定財源があるのか、ないのかといった  
ものを、当然のことながら、財政サイドでは考えていくと。所管の部局もそうございま  
すけども、事実上この特定財源、補助金あるいは交付金等があるのか、ないのかといった  
ものは、財政を運営していくサイドではどの程度の負担で済むのかどうなのかという実務  
的な問題も出てきますので、その判断というのは必ず出てまいります。

委員 すみません。今の件でもう一点いいですか。

会長 どうぞ。

委員 今、単独事業には国や都からの補助が出ているものと、それ以外の区の財源のみ  
でやっているものがあるというお話だったんですけども、通常の、例えば、市町村なんか

の場合に、地方交付税で手当てされる事業を単独で優先してやるというような動きがあるんですが、一応、区の財源で100%やっていると言っても、例えば、都区財調で手当てされているということでやることを決めている。あるいは、都区財調で手当てをしているので、23区としてこれは一体的にもうやらなきゃいけないというようなことがある程度足かせになっているということで実施している単独事業と、それ以外のことで本当に杉並区が独自にこれは政策としてやるんだということで採用している単独事業というようなことでの仕分けというのは可能なんですか。

会長 どうぞ、課長。

財政課長 可能でございますし、おっしゃるようなご指摘の部分は、実際の財政運営上は必ずやっていることでございます。ですから、ご指摘のような内容は、この補助金制度を考えていく上では、必ず検討の対象になってくる部分というふうに理解しております。地方交付税の話が出ましたけども、ご指摘のような特別区の場合の財政調整制度の対象に理論上になっていくもの、あるいは全くその対象に、現在は財調の算定事項の対象になっていないものというものが現実ございますので、極力まずは特定財源がどういうふうにあるのかと。ない場合にはその財調の対象になるのか、ならないのかといったものを現実的には必ず考えていくものでございます。

会長 ありがとうございます。

その他の委員、ご質問ございますか。

ちょっと今のお話、専門的な話になっておりますが、具体的には、ちょっと正確には記憶しておりませんが、例えば、9ページの建設事業、特養老人ホーム建設事業は、たしか市区町村は4分の1負担で、都が4分の1で、厚生労働省は2分の1ですよね。そういたしますと、ここで単独と書いてあって、仮にですが、一番上の数字ですと5,170万円の単独事業費ということで杉並区で計上されているものが、実態としてはこれの4倍の事業規模になっているというふうに考えてよろしいわけですよね、建設費自体は。大ざっぱな話ですが。

財政課長 大ざっぱな話で言えば、そういうことになります。

事務局A よろしいですか。

会長 どうぞ。

事務局A これについては、あくまでも施設の方が建設した部分の一部を区の方が補助をするという形になっておりますので、あと、そのほかに東京都や国の方から直接施設の方に入る補助金等もあります。区の方もその一部を補助するような形になっておりますの

で、総額というわけではないんですけれども。これはあくまでも区の方の単費でやっております。財調とかはかわる部分があるんですけれども。

会長 はい。私の質問、ちょっと適切ではなかったのかもわかりませんが、ここでいっている、例えば、一番上の5,000万というのは、いわゆる補助率が、国が2分の1、都が4分の1、自主財源4分の1の、この4分の1分だと考えてよろしいわけですか、建設事業の場合ですけど。この場合の例示として正しいかどうかわかりませんが……。

事務局A これについては、それとは全く違う考え方のものです。

会長 違いますか。今、私が申し上げたような数字のものも入っているわけですか、単独の中に。つまり、先ほどの原課長のお話ですと、杉並区の負担分が例えば100だとした場合に、それは市町村負担分の4分の1が単独としてここに上がっているというような、そういう数字も上がっているわけですか、どこかに。

事務局A ここには入っていません。

会長 ここには入っていない。

事務局A はい。これはあくまでも区の方の単独事業という形でやっていますので、国は国、都は都で直接補助している部分について、区が何らかの形で上乘せしているとか、そういうものは入っていないと思います。

会長 どうぞ。

政策経営部長 ここでいう建設助成は、2年あるいは3年程度の限定された年数の建設する際の助成と、それ以外に20年程度の借入金の償還に対する助成があり、ここではその二つを合わせて建設助成として一緒に記載しているものですから、ちょっとそれが入り組んでいるんですね。ですから、会長がおっしゃったように、総事業費ということで計算すれば、また個別に引っ張り出して計算をすれば計算できますけど、なかなかこの表だけでは、単純にそれを4倍すると建設費事業総体が出るかどうかということ、毎年の償還分もありますので、それがなかなか出てこないということでございます。ただ、もうちょっと厳密に分析していけば、それは出てくるものだというふうに思います。

会長 なるほど。わかりました。ちょっと私が勝手に解釈しているのかもわかりませんが、〇〇委員と委員のご質問の趣旨というのは、いわゆる裏負担分がここで単独で上がっていますと、その適正化を議論する場合に、見た目は小さい数字ですが、実はその裏側に国及び都の補助金があるという場合があるわけですね。

政策経営部長 確かに今、原課長もご答弁を申し上げたとおり、そのとおりでございます。

して、ただ、地方交付税、それが都区財政調整制度の調整交付金も、これは位置づけとしては一般財源ということで、特に都区財政調整の方は地方交付税と似たような制度ですが、若干違う面もございます、必ずしも横並びで一律に同じようにやっているわけではないんですが、確におっしゃっているとおり、ここで特定財源として補助金の原資となってくるものもございますし、それからまた、会長も委員もおっしゃったように、事業総体の中から言うと、国と都と連動している場合もございますし、また、国の補助じゃなくて都の補助と連動している場合もありますし、その場合でも都の補助と言っても国の間接補助になっている場合もありまして、いろんなケースがありますので、そこら辺はどこのレベルまでそういう資料をつくれればいいのかというような、そういうリクエストの問題もあるかと思しますので、そこはまたご意見をいろいろお伺いしたいというふうに思っております。

会長 ○○委員と 委員、何か、関連した件で私が勝手に解釈……。

委員 大変複雑な構造になっているということはだんだんわかってきましたけども、やっぱり我々として知りたいのは、どういう根拠で出ているかということも一つですし、それから、全体としてその事業にどれだけ国や都や杉並区として出しているのかと。そして、さらにその中で杉並区がどのくらい、どういう根拠で出しているのかと。それは本当に杉並区だけの何か自主的な判断で出しているのか、あるいはいろんなしがらみにおいて出さざるを得ないものなのか、そういうのがあるでしょうから、言うなれば、そういうところの仕分けが多分金額の全体の大きさと、それから根拠ですね、杉並区が出していることの根拠、このあたりのところはもうちょっと見えるようになっていた方が、多分、後の議論にはいいんだろうなというふうに思います。

会長 あと、各団体に関連した委員の皆様がおいででございますので、ご自身のところも含めてご質問いただければありがたいと思いますが。

どうぞ、委員。

委員 10ページなんですけども、ここに受付民営化に伴っての全体行革効果から始まって、補助金金額の推移まであるんですけども、ちょっと細かく説明していただけますでしょうか。トータルな数字が入っているものですから、個々、7館なら7館、運協からすれば7館全体の、これ、動きとして理解してよろしいんじゃないかと思うんですけども。要するに、補助金の削減と増加 補助金の増が行革の効果額ですか、見込みとして、今、平成15年度、16年度が出ていますけども、この経過をちょっと……。

財政課長 個別にですか。

委員 いや、全体でよろしいんですけども。

財政課長 全体で。

委員 はい。

財政課長 ここでは、ご存じのように、14年度と15年度に七つの全部の運協を、2カ年に分けて、施設管理部門のところを業者委託にしてきたと。一方で、この運協の委員さんが行ういわゆる委員活動といったものに、ある意味では、実質、特化してきたという経過がございます、これまで実際に受付業務、いわゆる事務補助員さん、いわゆるパートのローテーションでもって構成されてきた部門、それからまた、それを支えていく事務局の部門、それぞれパートあるいは嘱託非常勤ですね、こういったいわゆる事務局体制全体を含めて民間の事業者の方に業務委託をする。これは当然、入札でございますが、それを14年度については3運協、15年度については4運協、それぞれ2年に分けてやってまいりまして、その結果、それぞれの運協の当該年度分の委託料等の減が8,700万、あるいは15年度については1億4,000万ほどというふうに私どもは計算しております。それに見合っというか、それに合わせまして、実際には運協の事務局経費のうち、人件費分で3名だったと思いますが、各運協、その3名の人件費分の補助と、それから、運協の委員さん、大体10名前後いらっしゃるかと思いますけども、委員さんのいわゆる運協としての自主事業ですね、この部分の補助金をそれぞれ合わせて全体の総体の補助金として、各運協、現在、1,800万円前後をお支払いしているというものでございます。ちょっとここでは個別のところはあれですけども、全体の流れというか内容については、そのような数字だということでご理解いただければと思います。

委員 わかりました。いや、今、ここで補助金の増と出ていたのが、実質的に事務局、内容的には何ら増にはなっていないんじゃないかなと思ったものですから、この増という意味合いがちょっと理解できなかったんです。

財政課長 失礼しました。それでは、ちょっと言い方を変えますが、今まで委託料であったものが補助金の名称でもってその部分は措置されているというものの中にはあるということです。それが人件費分の3名分ということでございます。

会長 よろしいですか。

委員 はい。

会長 これ、一番右側の補助金額の推移というのは……。

財政課長 これは当該年度の補助金の総額でございます。要するに、個別の補助金の、行革に伴う補助金の増、経費、この増が全体の総額にどういう連動の仕方をしているのか、していないのかと。当然、これだけの影響ですべてが影響を受けるわけではございませんので、その参考のために全体の金額の推移を一番右の表に掲げたというだけのことでございます。

会長 はい。ありがとうございます。

その他、産業振興、コミュニティ、区民生活、それから福祉、まちづくり、教育と示されていますが、それぞれの分野の方おいでだと思いますが、何かご質問ございますか。

委員 ちょっと今の点で。今、10ページのところの補助金総額の、これが46億8,700万ですね。それで、ちょっと1ページ目のところへいきますと、補助金の現状でトータルが16年度予算で46億7,700万円とちょっと合わないんですが、これはどういうふうに見ればよしいんでしょうかね。多分、この数字と今おっしゃった数字が合うはずですよ。

財政課長 はい。それで、違う理由ですね。ちょっとお待ちくださいませ。

委員 はい。

会長 ちょっとその辺をお調べいただくことにして。

委員、何か関連の部署でご興味あると思いますが。わかりましたか。

財政課長 十分調べてお答えいたします。ちょっと……、お恥ずかしい話で申しわけございません。

会長 はい、お願いいたします。

委員 社会福祉分野が大変多いという話が先ほどございました。やはり補助金とか助成金というのは適切に行われているかどうかということが大変大事なことであると思いますし、それが生きているかどうかということを考えなければいけないんじゃないかなと思います。

それで、この4ページの34番、社会福祉協議会運営費補助金というのがございますね。これが杉並区社会福祉協議会の運営経費の助成というふうになっております。さきにいただきました水色のこれを家に帰ってよく読んだのですが、このところには地域福祉総合支援の育成助成というふうになっておりましたので、大変大きな金額を地域福祉増進の育成助成に使っておられるのだなということを考えておりましたら、ここに、きょうの資料をいただきましたらば、社会福祉協議会の運営経費の助成というふうになっておりましたので、これは地域福祉のために使っているだけではなくて、社会福祉協議会の、結局、運営



経費ですから、職員の方々のお給料というような形で使われているのかなというふうに思ったのが一つでございます。

それから、43番、民生委員児童委員協議会助成金、これが上乘せという形で先ほどお話が出ておりました43番のところでございますが、これ、1年に1万4,000円、委員の数だけ423名を掛けますと、ここに出ておる数字になります。民生委員というのは大変薄謝でもって働かせていただいております、1年間にたったこれだけの助成を受けてやらせていただいているのだということを、また改めて、ここでちょっと言わせていただきたいと思います。

その2点でございます。

会長 はい、ありがとうございました。

委員、何かございますか、ご質問。

委員 私も、きょう初めてこの資料をちょうだいして、今、目を通してはいるんですが、いろんなことにいろいろのお金が要るんだなというのが一つの感じですが、やはり先ほど上乘せですとか、それから単独というような項目が、やっぱりちょっと専門用語になりますものですから、我々ちょっと理解できないんですが、委員がおっしゃったように、これの裏の数字というのが、影の数字というのが非常に大きな数字があるのではないかとというようなことで、今後、社会情勢の移り変わりによって、その影の数字が大きくまた動いてくるのかなというような気がするんですね。それはその年度年度で考えていけばいいようなことだとは思いますが、今まで過去何年間でこの影の数字がどのように動いてきたかというのも、ある程度教えていただければ、今後の参考になるのではないかと思うんです。

会長 やはり原課長、数字として事業費みたいなものがないと、議論しにくいかもしれませんね。

財政課長 おっしゃるところはありますね。実質的にどういう財源構成になっているのかという、その事業がどういう形で区民の利益というか、効果につながっているのかといったものも本当は作りたかったんですけども、ちょっと時間がなくて申しわけないんですけども、その部分については、この補助制度を議論する場合にはやっぱり必ず必要になってくるであろうという認識は私どもも当然持っております。

会長 はい、わかりました。

委員、何かご質問その他ございますか。

委員 私もP T Aの者ですから教育関係を見ていたんですけれども、この全体に対する比率の13%を教育にかけるのが杉並にとっていいのかどうかという部分はちょっとわからないんですけれども、団体ではなくて個人の部分で、主にこの6億の数字のほとんどの、6億4,000万近くの6億が幼稚園児の保護者に対する補助金というふうにあるんですけど、となると、杉並区は幼稚園児の数が相当数あるのかなと思ったのと、あと、保育園の場合は多分親の所得に応じての保育料にかかわると思うんですけれど、その部分がこの補助金に入っているのかどうかということがちょっと疑問に思ったんですね。団体に対する補助金は非常に少ないなという部分が感じたんですけれども。教育・文化の個人の14番の補助金のところで、保育園児に対する補助金というのは入っているのでしょうか。

事務局B 保育園の部分は入ってございません。

委員 入っていないんですか。

事務局B はい。私立幼稚園のみでございます。

委員 はい。となると、6億近くがこの私立に通っている生徒さんに対する負担金の助成金ということなんですね。

事務局B そうです、はい。

委員 これは年々生まれてくる子供の数がどんどん減っていくとなると、この数も当然それに依って減ってはいく状況のはずですね。

事務局B そういうことですね。転入とかはございますけれども、基本的にはそういうことになります。

委員 この6,700円に対して区が上乘せ、この6,700円は都が助成している金額になるわけですよ。

事務局B 6,700円は区が上乘せしている金額でございます。

委員 はい、わかりました。この比率に関しては、それぞれの親の所得に対応しての、必要経費的にこの6,700円と出ているんですか。

事務局B そうです。所得の区分がございまして、その区分ごとにこの6,700円を上乘せしている形になります。

委員 はい。と申しますのは、実は私、子供も3人もいるんですけど、3人全員保育園に預けたんですけど、やはり親の所得で保育園に預ける金額をそれぞれが6年ずつ支払ったんですけど、実は相当な金額を支払っていたんですね。それが同じ年齢で、例えば3歳、4歳で幼稚園に行っている子たちは、約1万円もかからない金額。例えば、私が1人子供を預

けているのに、1人につき月3万円ぐらいかかっていたんですね。その差というのはどこにあるのかなと昔から疑問に思っていたんですね。親が働かないで幼稚園に預ける方が、子供自身にかかるお金はこんなに少ないのかなというところで疑問に思っていたんですけど、この国の助成金に対して6,700円というのは、どういうところから算出して出てくるのかなというのがすごく疑問に思うんですね。

事務局B 基本的に私立幼稚園の保育料がございまして、その私立幼稚園と区立幼稚園の格差をなくすというんでしょうか、いわゆる同一価格にする金額が大体この6,700円というふうな金額になってございます。

委員 はい、わかりました。

会長 これ、区が6,700円ですので、実際にご父兄にお渡しするお金というのは大体幾らぐらい。

事務局B 所得の区分によって違うんですが、大体1万1,200円ですとか、1万200円ですとか、1万2,900円ですとか。

会長 それは一月。一年。

事務局B 一月になります。

会長 一月ですね。

事務局B はい。

会長 そうすると、1万8,000円程度の補助が1人の幼児に出ているということで、まあ、大体の概算ですけども、合わせてという、よろしいわけですか。

事務局C 保護者の方に補助金として交付するのは、今言ったような1万1,200円とか1万200円とかという数字になります。区の方から6,700円持ち出しという形になるんですけども、先ほど言われましたように、補助金の方が東京都の方からその所得に応じた金額で同じように4,900円であるとか3,500円であるとか、そういう補助金が来ます。その財源と合わせてという形です。

会長 わかりました。

それから、これに関連してちょっとお伺いしたいのは、区立幼稚園というのはどの程度あるんですか。

事務局B 園数にいたしますと6園ございます。

会長 6園ですか。それは、都の中では平均的な数字 つまり、区によっては幼稚園の区立が少ないので、ここのところを充実している区がありますよね。それから、むしろ

施設で区立を持って幼稚園の行政を行おうという区もありますよね。杉並区はどちらと...

....

事務局 B ただいま資料は持ってきてございませんが、杉並区は区立の幼稚園が少ない区になります。

会長 少ない区。それで、こういう形の補助金で対応しているということで理解してよろしいわけですね。

事務局 B そうでございます。類似施設を合わせますと、現在48園ございます、私立の幼稚園が。

会長 わかりました。

政策経営部長 杉並区の場合には、私立幼稚園がまずいろいろございました。区立幼稚園は、今6園なんですけども、7園の時期もございました。どちらかという、空白といいますが、空白施設を、空白地域を埋めるような形で設置したという経過がございまして、これも東京都が私立幼稚園の保護者負担金を設立して、区としてもそれに上乘せという形でやってきたわけですが、今日の傾向とすると、東京都は見直しを行っております。これは数年前から見直しをして、今も段階的にやっている時期で、区としてこれにどう対応するかというのも一つの課題になっているという状況でございます。

会長 先ほどのお話と同じように、幼児教育の行政全体の方向性が見えないと、この適正化の問題をそう簡単には議論できないということですね、これも。保育所はどうなっておりますか。基本的に区立でいく方向で、それともこういう形の補助でいく、その辺は決まっておられるんですか。

政策経営部長 保育園につきましては、基本的に今まで区立保育園を、高度成長のときにはどんどん人もふえましたし、そういうときに区立保育園をつくってきているという状況がございました。この間、今後どういうふうに保育園を位置づけていくのかと、あり方の検討を行いまして、今、待機者もふえておりますので、今後は限られた財源の中で待機者をカバーしていくためには、とても公立保育園をつくっていくという点ではもう対応できないということで、民間への委託あるいは民営化、それから、今、東京都が始めました認証保育所、こういう点を多様な形態を組み合わせながらやっていかざるを得ないということで、確かにそれも検討したことがございます。

それから、ちなみに、それとの関連で言えば、保育料の見直しというものも課題になっておりますし、また、児童館、学童クラブの今後のあり方、やはり昨今の社会経済状況を

反映しまして、学童クラブに対する申し込み率というのが非常に高くなっています。これに対しても民間の力を活用して、どこまでできるかと。NPOの活用ですとか、そういうこともあわせて検討を行ったということもございますので、必要があればそういった報告書もそろえたいというふうに思っています。

会長 委員、何かございますか。

委員 いえ、わかりました。

会長 よろしいですか。

では、委員、何か。

委員 私は町会連合会の者で、町会のことばかり目につくんですけども、非常に商店街関係が大分入っているんですが、この方に比べて町会の方は非常に何か少ないような関係で、掲示板と、それから、私の方はあさってから防犯パトロールというのをやるわけなんですけど、多分この地域防犯の自主活動助成金という、これに入るんじゃないかと思うんですけども、大体70団体というのは、これは5月が基準になっているんですか。

財政課長 よろしいですか。

会長 どうぞ。

財政課長 ここの70団体はあくまでも予算でございまして、現在、56団体だと思いたすが、あくまでもここで70団体は16年度の予算で、昨年度から始めたこの補助制度ですので、昨年は30を目標、ことしは15・16の2カ年度を合わせて100を目標にしようということで、その差っ引きで70団体をここでは予算で掲げたということで、この700万が入っているものです。

委員 わかりました。ありがとうございました。

それから、もう一個、もう一つ、学校開放のことなんですけども、83番ですか、これは学校開放の活動というのはいろいろありまして、体育関係から知的なものまでいろいろあるんですが、そこで学校によってはいろいろ講座というのをやっているんですが、これは全部含まれているわけですね。

事務局 B こちらは連合協議会に対する活動助成ということですので、全部含まれているものというふうにご理解していただいて結構でございます。

委員 そうですね。

会長 その他、ご質問ございますか。

財政課長 では、さっきの委員の方のご指摘のありました、1ページ目と10ページ目の

この16年度の総額の違いでございましたけれども、16年度の予算ベースでつくった1ページの46億7,700万の方がちょうど1,000万ほど少なくなっておりますけれども、こちらの方は、一応、予算上、結論から申し上げますと、10ページの46億8,700万、これが予算、単純に予算です。ここから実質的な補助になっていない、NPOへの補助などもあるわけですが、これはNPO基金を別途持っていますので、基金から出ているものですので、いわゆる一般会計の補助金を実質的に使っておりませんので、補助金のカテゴリーには入っていますけれども、実質、一般会計からの補助としては出しておりませんので、基金から実質出しておりますので、そういったものを除外してあります。あと、その予算には組んだものの、当該事業の見込みが立たずに、16年度はとりあえず凍結という形で、そういった扱いをしているものも若干ありますので、その二つを合わせて約1,000万円ほど、その差でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、まだ時間がございますが、原課長、何かございますか。

財政課長 私の方から、とりあえず今、きょうお示しした団体あるいは個人等への補助金の執行状況というか、執行の制度の実態をご理解いただくためにお見せしているわけですが、冒頭のご指摘にもありましたように、基本的にはその補助金のありようを考えていくためには、その補助金制度が区の施策としてどういう位置づけにあるのかというものと含めて、その財源構成がどういうことになっているのかといったことがやっぱり大きく議論に影響してくる部分というのはあろうかというふうに思っています。きょうはご用意できませんでしたが、その部分については、次回、すべての事業でということどううまくいくかどうかは、何とも、ちょっとこの場では言いにくい面もございますけれども、可能な限りそういった議論に耐えるような形の資料をつくってまいりたいというふうに私の方では思っています。今日のところは、ある資料の中でひとつ忌憚のないご意見をいただければというふうに私の方は思っております。

会長 それから、議論に入っていく前に、ぜひ杉並区の財政の考え方というか、基本理念と申しますか、例えば、民営化の方向でいきたいのか、いろいろあると思いますけれども、そのあたりは、先ほど私、少し伺いましたが、幼児教育などの問題もあります、このあたりをどのようにお考えなのか。ただ補助金を縮減する方向でいくのか、いろいろあると思いますが、その点いかがでございますか。

財政課長 杉並区では、先ほど部長からもお話し申し上げましたけれども、まず基本は、

行政が担っていく範囲といったものを根本から見直していきたいというのが大前提にあります。それを具体化していくために、先ほど触れましたいわゆる児童福祉、保育園あるいは児童館、図書館、既に民営化に着手した区民施設など、あらゆる分野で民営化、委託、あるいはNPOといった、行政主体以外の地域の中でそれをそれぞれ支え得る、あるいはむしろ地域で原則は支えるべきだといった施策にそのウエートをシフトしていきたいと。大きく言えば、まずそのような大前提、考え方を持っています。ただ、その場合に、やみくもに何でもかんでもということではなくて、まず、民営化あるいは委託化を積極的に進めていくもの、あるいは先ほど申し上げた地域の法人、NPOあるいはボランティアといったものとの複合的な協働の形態で、そのサービスに移行していくべきものというもののそれぞれ考え方、方針、基準、指針といったものをこれから区全体としてのマクロ的な意味でそれをつくっていききたいと、まずそのような考え方を大前提として持っております。したがって、それぞれの分野で、固定的な直営でといったものは極力縮小してまいりたいと、そのような考え方を持っています。

会長 わかりました。

政策経営部長 ちょっとつけ加えさせていただきますと、今般の予算を審議していただく際に、区長の方で予算編成方針を申し上げているところなんですけど、その中で、今回、地方制度調査会の中で新しい公共空間ということを提言しておりますけども、予算編成方針の中でもその考え方、新しい公共空間、行政がひとりでやるのではなくて、やはり区民の方、それからNPO、それから区民団体の方、それから事業者、そういった多くの公共サービスを提供できる主体とも協働しながら、公共空間という、公共サービスの提供を行っていききたいということを予算編成方針の中で明確に言っておりますので、一言で申し上げればというのはちょっとなかなか難しいかもしれませんが、公共サービスの提供主体が、行政だけではなくてさまざまな団体があるんだと、さまざまな区民団体と協働しながら公共サービスを提供していきたいということで、その協働を推進していくというのが区の現在の考え方でございます。

会長 その点について、委員の皆様。

委員 いいですか。ちょっと確認したいんですが、今、公共サービスを区民と協働したいというお話ですけども、その公共サービス機関といいますか、団体といいますか、区外の団体と区内の団体とありますけれども、それをどのようなバランスで取り組まれるのか。例えば、これは入札でいくんでしょうけども、入札というと必ず値段でくると思うんです

が、値段が安ければ区外の業者でもそれを採用するのか、それとも適当な納得できる値段であれば、区内の業者にもそれを仕事を回すのかというようなことをちょっとお伺いしたいんですが。

政策経営部長 ささまざまな分野の公共サービスでありますから、なかなか一律に申し上げるとするのは難しいかなと思います。特に福祉関連の福祉施設を民間委託するとか、民営化するといった場合には、どうしてもその受け皿というものがどこまで、例えば、区内ではどこまで成熟しているのかとか、それから、区外にはどの程度あるのかとか、そういうことを比較考量しないと、なかなか区内優先だとか、あるいは、区内、区外は関係ないよということも言えないと思います。そういう受け皿がたくさんあるのであれば、例えば、そういう社会福祉法人にしても、NPO法人にしても、区内にそういう受け皿としてたくさん育っているということであれば、なるべく区内でというふうにも考えます。ただ、現実には児童分野に限っても、なかなか区内だけでは幾つかあっても、さほどまだ多くないかなということもありますし、そういう点はもうちょっと対象を広げると。区外、近接、あるいはもっと都全体、場合によっては近県まで広げるといことで、やはりそれぞれ、そこは一番悩ましいところですけども、工夫をしながらというふうには考えております。

会長 よろしいですか。

委員 はい。

会長 その他、ご質問。委員、どうぞ。

委員 関連したことなんですけども、運営協議会の施設の場合、施設管理、受付業務、これが民営化ということで、平成14年、15年やってきております。実質的に数字からしますと、区の予算の30%減ぐらいで毎年おさまっているみたいですけども、確かに運営協議会サイドからしますと、業者が毎年変わる可能性というのが顕著に出ておりますね。その場合、とにかく我々運営協議会の事業活動を順調に行うためには、常に新しい業者に協調できる体制づくりを常に意識しながらやらざるを得ない。これが一つなんですけども。それと、やはり毎年毎年一般公開入札ということで数字をやってきますと、おのずと限界が出てくる。その限界点がもう本当に間もなく来てしまうだろうと。現実的に、今はインターネット等で今回の入札の出た結果を見させていただいていますが、必ずしもそれなりの効果は出ていない現状があるように見える感じはしております。

やはり我々サイドにしてみれば、ある一定限界、最初するときにもお話ししましたけど、ある一定限界の数値が来た時点で、2年なり3年なり継続的な、お互いコミュニケーション



がとり合える関係づくりができる制度は確立していただかないと、双方が疲弊してしまう、疲れ切ってしまうというんですか、運営協議会もそのたびに、とにかく委員そのものが4年に一遍で交代、実質的に役員としてやっていくのは2年間ですから、2年たてばみんな卒業していく。常に新しい人が新しい感覚でやらざるを得なくなってしまう。そうすると、運営協議会そのものも、施設管理あるいは受付業務をやっている人たちとの非常にコミュニケーション、双方の交代が連続で起きてしまうということで、一つの形を形成しづらいというんですかね、そういうものが今後顕著に出てくるんじゃないかなと、そんな気がしておるんですけど、今後、要するに入札制度、そういうものに関してどういう方向で、今言われたのと同じような傾向なんですけども、保育園等は一月もあればその業者さんが継続的にやっていく、これを区との話し合いでやっていくということであるんじゃないかと思うんですけども、教育問題は毎年変えるわけにいかない。だから、同じような感覚ですべてが公開入札的な感覚でやるのか、あるいは物によって違うのかと。施設管理でしたら掃除その他だけですから問題ないんですけども、受付業務という対人関係まで入ったものに関しての業務管理というんですか、その辺を今後どう考えていかれるのかということ、ちょっとお聞きしたいなと思ったんですが。

会長 松沼部長さん。

政策経営部長 非常にその契約問題というのは難しい問題でございまして、ちょっと専門的な話になってしまって恐縮なんですけど、公の施設という、区が条例で設置した幾つかの施設がございまして。そこに管理運営を委託するというので、それが指定管理者制度という新しい制度が出てきて、保育園については、今回、16年度、第1号ということで指定管理者制度が指定をして、その場合は3年間、当面3年間指定をして、そこで実質的な委託ですけども、それを行うということがございました。この制度の中身については、今後、さらにいろいろ検証していかなければならない課題もあると思っています。その一方、今お話の区民センターで受付の委託、それを確かに条件つき一般競争入札でやっておりますので、当然、変わる可能性、実際に変わっているということもあるわけですし、それをどうするのかというのは、いろいろご意見もちょうだいしていますし、今後、考えていかなくちゃいけないかなというふうには思っていますが、ちょっと今の時点では、そういった競争入札による検証をもうちょっとしていかなくちゃいけないという程度で、もう少し考えさせていただきたいというふうに思っています。

会長 形態としては民間委託で補助金という形でのよろしいわけですね。

政策経営部長 そうですね。今の受付 もちろん清掃というのは従来からなんですけど 受付について、そっちを委託にしたと。その前は管理運営そのものを運営協議会に委託していた時期もあったんですね。さまざまな事情がありまして、それをちょっと見直ししようということで、受付部分について、そこの部分を委託にする。それから、運営協議会、自主的な事業ということを展開してもらうために、そちらを補助金にする。そこで切り分けを行いました。それで先ほどの説明につながるんですが、ただ、今、委員の方からは、運営協議会としても自主的な活動をするんだけど、それにしても、その受付の方の業者が頻繁に変わるようではなかなか意思疎通がしにくいんだというようなご趣旨のご意見でございまして、確かにそういう面もあるということも聞いておりますし、ただ、契約制度の中でそれをどういうふうにしていけばいいのかということはいろいろ課題が多うございまして、それについては、もうちょっと我々も考えたい、研究したいということでございます。

会長 受付部分に関しましては、委託費になっているわけですか。それとも、補助金…  
…。

政策経営部長 ええ、受付部分については、委託費にしています。

会長 委託費。保育園の、今のお話ですと、財政的な方法は。

政策経営部長 保育園は、16年度の1件は指定管理者ということで、公の施設の委託ということで、そこはしました。それからあと、今、建設中の保育園については、民営化をする計画ということもございます。

会長 かなり細かいお話にならざるを得ないのですが、教育関係、福祉関係で何かございますか。委員。

委員 ちょっといきなり細かい話であれなんですけども、6ページのところに、90番のところとそれから86番。90番のところは杉並区スポーツ振興財団への補助金ですね、それから、86番は体育協会補助金ですが、大分金額が違うんですけども、ちょっと見ると同じような感じに見えるんですが、多分違うんだろうと思うんですけども。これはそもそもどういふ違いがあるのかということも知りたいんですが、例えば、先ほどの新しい公共云々なんていうお話がありました。仮にスポーツみたいなもの、区民スポーツというか、こういうのはもう区の行政からは基本的に外すんだということであれば、逆に言うと、この種の補助金は切らない。切らなくてもいいんですが、そのかわり、だけど区の行政機能は限りなく縮小するということになるわけですから、逆に言うと、区の本体の方が、その部分

が人件費も含めて圧縮されなくてはならないわけですね、先ほどの新しい行政云々ということ言えば。ですから、むしろこの補助金を削るという話が初めにあるのか、そもそも区のそういう行政サービスは、もうスポーツ振興というのは区のメインの行政から外して、こういう外にアウトソーシングするんだよと、あるいは区民との新しい連携でやっていくんだよということになると、逆に言うと、ここは削らなくていいのかなと。補助金としてはですね。という話になるわけですね。このあたり、ちょっと複合的で申しわけありませんけども、かつ、かなり個別的な話で申しわけありませんけども、どうでしょうか。

会長 いかがですか、原課長。

財政課長 私の方からお答えしますけども、この体育協会は、一般的な市民、区民の体育のいろいろな分野での奨励を図っていくための連合組織というか、推進組織の一つと。片や財団法人のスポーツ振興財団ですけども、大きな意図というのは体育の振興ということが当然前提にあるわけですけども、体育館などのいわゆる施設管理も同時に委託をしています。したがって、そこにかかる経費、人件費を中心に必要な事業費などがこういう形で膨れ上がっていると。ご指摘されるように、今後、行政が担う、税をもって投入していくべき範囲といったものと、こういういわゆる外郭というか、関連団体というか、こういういったところがそれぞれその範囲を分かち合うということが必要になってくる、そういう方向へ行こうということを考えています。

ただ、どういう補助の形態がいいのかといった、補助金そのものをオール・オア・ナッシングというよりも、その補助の形態、あり方といったものは、その自立・自主といういわゆる主体性をいかに確保していくための補助金であるかどうかといったことが必要だと思います。資料をお示ししていませんので、どういう中身がこのスポーツ振興財団にしているのかと、それが結果として4億を超えているのかといったことを、ちょっとここでは議論しにくいですけども、その団体の主体性 これはスポーツ振興財団に限りませんけども 当該団体の主体性をきちっと大原則、大前提にしながら、同時に、区の大きな施策の一環として、必要な範囲で機能していってもらおうといったことのために、必要な範囲で補助を出していくといったことは、当然、施策の方向性として考えていかざるを得ないであろうと。ですから、やみくもに、金額が大きいからすぐ切る云々ということではなくて、本来、その団体のありようと区の施策との調和を図っていくために、どういう補助金の執行形態がいいのかといったことが、本質的に問題になってくるであろうというふうに考えています。

会長 先ほど、いわゆる新しい公共空間ということで、広範な公共サービス提供機関を  
考えているんだということですが、この懇談会は補助金の適正化に関するということですが、  
大きな基本的な財政運営方針をベースにしたときに、いわゆる補助金の適正化という  
ことの基本的な方向づけ 大きなもので結構ですけども はあるんですか、杉並区。

財政課長 先ほど部長からもお話し申し上げましたように、区長の考え方の中に地域と  
の協働という、なかなか難しい面がございますけども、要は行政主体、税をもって施策  
を進めていくといったところは、本来、限定的であるべきだろうと。それが、逆に言えば、  
地域の住民による自治といったものを考えていく上では欠かせないことであると。したが  
って、行政主体がこれまでかなり多くの、過去数十年を振り返ると、領域を占めてきたと。  
あるいは指導的な役割を事実上担ってこざるを得なかったと。あるいはそれを依拠されて  
きたといったものから、逆に地域の中でそういった自治の意識といったものを前提としな  
がら、それぞれの分野、それぞれの適性能力といったものをそれぞれが認め合いながら、  
それぞれの領域でもってそれぞれの公的あるいは公共的なサービスを担っていくべきであ  
らうと。また、そういう形で区の方としても必要な施策を進めていくということをまず考  
えています。ただ、そのときに、協働といったものを前提にした場合に、この補助金とい  
ったものが、どこまで必要なのか、あるいは許されるのかといったもの、それは今後、こ  
れまでの長い歴史的な沿革の中で、結果として今現在の制度が、途中の見直しはもちろ  
んありますけども、大きく言えば形づくってきたと。ただ、それはこれからの、今後その自  
治が強く問われる時代の中に、同じ考え方で本当にいいんだろうかと、あるいはそのまま  
通用するのかと、あるいはそれが本当の真の自治と言えるのかといったところを、この補  
助金の制度自体を見直していきたいということの大きなきっかけであります。その背景に  
は、もちろん財政基盤というものが当然同時にあるわけですけども、区の方としてはそう  
いう新たな時代に向けた協働というものを前提にしながら、その中で各団体とのかかわり  
方が、どういう形でいいのかといったものを改めてというか、ここで強く認識して打ち出  
していきたいと、考えております。

会長 なるほど。何か今の点、ご質問ございますか。

どうぞ。

委員 行政が地域のさまざまな団体とどういう形で協働しながら地域をつくっていくか  
というようなこととの絡みで今お話をしてくださったんだと思うんですけども、恐らく今  
日のこの補助金の一覧を見ますと、確かにアウトソーシングというんでしょうか、外部の

団体の方々に対して補助金を出して、一定のこれまで行政が担ってきたような活動を代替してもらおうというようなものもあるとは思いますが、それ以外に、例えば、特定の施策を奨励するというんでしょうか、例えば、まちづくりで道路の区画をどうにかするとか、排水施設の工事に助成するとか、そういう何かの奨励のための補助金というのもありますし、あとは、例えば、介護保険制度なんかで、要介護認定から外れてしまった、対象外になった人の住宅改修費の助成といったような、現行の介護保険制度で抜け落ちてしまっている部分を区として独自に補完していくというような、そういうものもありますし、あとは、ちょっとこんなことを言ったら怒られそうですけど、例えば、交通安全協会とか防犯協会とか、これは昔からの何かおつき合いがあって、そのまま何となく続いているのかどうかわかりませんが、そういうような助成もあるといったようなことですね。その反面で、NPOの支援については、恐らく別途基金を設けて寄附なんかも入れながら支援をしていらっしゃるというようなことで、補助金というものがかなりいろいろな役割を担っているなという印象を持ったんですね。恐らくこれを今後どういうふうに適正化していくかということを考えるに当たって、その補助金の役割みたいなものをやっぱり幾つか整理していくということが必要だろうというふうに思いました。

その整理するための基準というのをどういうふうに設けるかということですが、必ずしもアウトソーシングということだけでどこまで説明できるのかがよくわからなかったもので、ここからが質問なんですけど、先ほど委託料というようなことの話が出てきたんですけど、委員がスポーツ振興財団に対する助成のことを先ほど聞いていらっしゃいましたけど、どうもこれ、運営活動経費に助成と言っているんだけど、実は施設の維持みたいなものも委託しているというような、かなり委託料的な要素も含んでいると思うんですけど、補助金として出す場合と、委託料というふうにして出す場合と、どういうふうに費目で区分をして整理されているのかというようなところがちょっとよくわかりにくかったので、そこをご説明いただけたらということが1点ございます。

あと、それから、NPOに対する補助というのは、補助金支出としては杉並区として全くやっていらっしゃらないのかというようなことも教えていただければと思います。

会長 原課長。

財政課長 まず、スポーツ振興財団ですけども、先ほど申しあげましたように、体育施設の委託、施設管理を委託しています。これについての委託料は約4億。ですから、ここでは補助金ですので、その委託料は、ほかの各事業もそうですが、記載してございません

けども、これとほぼ同額程度の4億ほど、4億強ですけども、委託料がございます。したがって、スポーツ振興に区の方からお金がいっているのが8億を超える金額が事実上いっているという状況であります。この補助金の部分は、当然のことながら、委託料ですと、当然、区の事業としてそのまま性格が残存するということになりますので、区の公共施設をこのスポーツ振興財団に管理してもらうということの必要経費として、人件費を中心とした委託料が約4億、それ以外にこのスポーツ振興財団として体育事業を中心とした事業経費についての補助。この純粋な助成的な補助という、若干委託的な要素を含んだ事業もありますが、いわゆる事業経費への補助ということで4,400万円ほどであると。そういう形でこのスポーツ振興財団と区とのかかわりがあるというのが1点。

それから、NPOの方は、一旦間接的にというか、一般会計の方から、区の方からNPOのまずお金を補助していくというのがありますけども、そのもともとのきっかけは、NPOが特定の分野、特定の目的で組織されておる中で、一般区民の方が特定の分野、特定の目的にこういったお金を使ってほしいという寄附の申し出がなされます。それについては税の控除も当然あるわけですけども、それについてはNPO基金というものを別途持っておりまして、一旦はそのNPOの特定の、100万なら100万の寄附をいただいたといった場合には、その寄附に見合う相当額を区の方から補助を出しますけども、区の方からというか一般会計から出しますけども、その金額は基金の方から一般会計の方に後で充当してくるということをしておりますので、実質的にNPO基金という基金の中のお金を当該NPO団体の方にそのまま充て込んでいると。使っていただくために基金をつくっていることですので、純粋に一つの事業として一般会計の方から特定の金額を常に補助として出しているということではありません。あくまでも地域の人がNPOの財務的な部分を担っていくと、その一部を担っていくと、そういう考え方でございます。ですから、この補助金の全体の中からは、その部分は除外してあります。

会長 よろしいですか。

政策経営部長 この例えば4ページをごらんになっていただきますと、NPO法人の、例えば、社会福祉分野で幾つかありまして、それについて、ここ、全部NPOという表現になっていないところもあるのかなというふうにちょっと今見ていたんですが、例えば38番ですとか47番、それから51番、個別に書けるところはこういうNPO法人ということでやっています。ですから、だんだんふえてきているなという実感はございますね。

それから、今のNPOの支援基金なんですけども、これも創設するときに税法上の問題

でいろいろな課題がございまして、結果的には寄附をしていただく、区民の方が寄附をする。寄附を特定の団体に、もちろん直接寄附することはできるんですが、いろいろな税控除のことを考えますと、一度区に寄附をして、それを經由すれば一定程度の税控除が受けられるということがございましたので、そういうようないろいろな事情の中から、支援基金について寄附をしていただくときに、希望といいますか、こういうようなところに使っていただきたいなという、そういう希望を書いていただく欄がございまして、そこで書いてもらおうと。それをなるべく極力尊重するというようなやり方で、NPO支援基金で、実際になるべく寄附者の意思が通るような形で実現を図っていくということで、NPOの支援基金の運営としては行っているというところがございます、それ以外に個別の必要に応じたNPO法人への助成・補助ということはまた別にやっているというのが現在の状況です。ただ、これを今後、協働ということ考えた場合には、政策的にさらに充実していかなくはないのかなというふうには思っています。

会長 その場合、NPOに財政的な措置をするときに、基金から直接NPO法人に資金が流れるんですか。それとも、一般会計で1回出して、一般会計を基金が埋めるんですか。

財政課長 ちょっと私の方で少し限定的な話をしたものですから誤解を招いたかと思いますが、NPOについても、必要なものについては、直接、区の方から出ております。委託その他でお願いしているところもありますので、出ております。ですから、NPOであるがゆえにという、団体の属性でもってすべてが基金からということではなくて、一般的なNPOの活動資金としての寄附という行為を通じたNPOへの財政支援と、一般の方が、こういったものについては基金を活用して、一旦区の方から出しながら、その部分を基金の方から区の一般会計に充当すると、そういうことも一部あるということで、それ以外の特定事業について、特定の委託をしているNPO団体は当然ありますので、こういったものについては、基金に関係なく、直接、区の方から当該補助金を出すということになります。

会長 とともに補助金という形で出ているわけですね、一般会計から出てくる形式は。

政策経営部長 ちょっと補足させていただきますと、今、課長が申し上げているのは、ちょっと会計上の話になっているんですね。寄附者が基金に直接寄附をするということではなくて、一度区に寄附をするということになりますと、一般会計にその寄附をした寄附が入ってくる。そうすると、今度は基金に積み立てなくちゃいけないということで、区が一般会計から基金にお金を支出するわけなんです。そうすると、その基金にお金がいけます

ので、今度はその基金をどう使うかという審査会がございますので、そこで各NPOの方から要請というか、それを受けて、審査をして、基金から出しています。だから、形の上では一般会計から直接NPO法人にお金を出しているということではなくて、あくまでも寄附者の寄附金が一般会計を経由して基金にたまるので、基金の中の審査会が判断をしてお金を出すということで、非常に複雑で恐縮ですが。

会長 先ほどのこの表に載っているNPO、4ページに載っているNPOというのは、そういう形で出ているものもあるわけですね。それとも……。

政策経営部長 これは補助金です。これは一般会計から出す補助金です。

会長 わかりました。

それから、先ほどの委員に関連しまして、委託料と補助金のどちらにするかという何か基準はあるんですか。

政策経営部長 これは、実は平成11年度のときに、委託料とそれから補助金と、どうもその境界線があやふやだというようなところもございまして、若干整理した経緯がございました。その中で、厳密にやっというところでやって、例えば、この資料で言いますと、一応、資料は直接反映されていないんですが、11ページのところで「『ざいせい2003』より抜粋」というのがございまして、ちょうど11年度というのが非常に財政的にも厳しい状況の年でございました。このときに見直しをして、11年度と12年度を比較していただくと、総額自体、補助金額が、ここで言うと約4億落ちています。この中で委託料と補助金との仕分けといいますか、整理というものをやりました。ただ、なかなか一般的な基準というか、それをつくるのは非常に難しかったなという記憶がございます。

ただ、個別的に、かねてから課題があったものについては若干議論をしながら、特にハンディキャブの運行委託ですね、これが委託か補助金なのかといういろいろ議論がございまして、そこで整理したということはございましたけど、確かにそういう委託と補助金との差というか区別、これは慎重にやっというところなくちゃいけないかなと思いますし、先ほど委員の方からもご意見があったスポーツ振興財団の中での何が行政としてやるべき仕事で、何が財団でやるべき仕事なのかと、ここの境が、確かに今でも、見方によってはこっちじゃないのと、あっちじゃないの、というようなことがございます。これは実際、現実かなというふうに思っています。

会長 何かその他ございますか。

先ほど委員がおっしゃったことが大変、切り分けるときに難しい 補助金を適正化す



るときに難しい問題を含んでいると思いますが。つまり、委託料、負担金的なもの、奨励的補助金というものがかなり性質が違っておりますよね。むしろ先ほどのNPO、その他外郭団体に行政自体を任せるんだということになると、委託料及び負担金みたいなものが補助金という形でふえていく可能性がありますね。一般会計が減って、補助金という形式になる可能性がありますし、奨励的補助金はまた全然違う論理で考えなくてはいけないわけですが、その辺はどのように考えておられるのか。つまり、同じ補助金という名前でも、全く違う性質のものが何種類か入っている可能性があります、その点はどのように。

財政課長 おっしゃるとおりでして、いわゆる「補助金」という名称で一律的に必ずしも語れない部分、実態というのもあると思っています。したがって、いわゆる区の施策として区が行うということは要するに税をもって行うということになりますので、区が行う施策としてどこの範囲というか、どこの内容というか、あるいはどの分野でそれを行いながら、同時に、純粹に補助金という形で、まさに奨励的な意味を持って当該団体の活動を支援していくということを、極力その方向に特化していくということが基本的には望ましいと、そういう、本来、公的なサービスの担い方、地域における行政の役割といったものは、そういった役割論の限定化といったものに結果としてつながっていく。逆に言えば、その分、自治が拡大していくと。そういう方向が基本的にあるべき将来像としては、区としては必要なことであるし、それに向かって現実とのギャップを埋めていくことが重要であると、そのように考えています。したがって、その間に、あるいはその過程において、実質的に補助金的な委託料もありますし、あるいはその逆に委託的な補助金といったものも現実はあるのはご指摘のとおりです。ですから、こういったところを、本来、基本的な視点 協働と先ほど申し上げましたけども そういう視点から、あるいはその団体の自主、自立という主体性という観点から、それがいいのかと。それぞれそういう切り口というか、現時点を見据えた場合に、それぞれの事業、とりわけ団体、さらに言えば、先ほどのスポーツ振興財団のような、大量に委託料と補助金が併用して出ているようなもの、こういったものの精査というものが必要になってくると。先ほど委員もおっしゃったようなその基準というか、そういったものがこれからこの懇談会の皆さんのさまざまなお意見を通じて、そういったものを策定していくということが避けて通れない課題であると、そのように考えています。

会長 何かご意見ございますか。

どうぞ、委員。

委員 4ページの39番の地域福祉活動立上げ支援事業補助金という、これが福祉の方のNPOの団体に補助金を出しているものですが、これは審査会がありまして、審査をしまして、新規の団体には500万ですか、それで継続の方には350万ですか、これを補助金を出してやっていただいているんです。それで、平成18年度で一応終了というふうに書かれておりますが、補助金が出ている間は頑張ることができるけれど、やはり補助金が出なくなるとできないというふうな形のところも結構ございまして、なかなか大変だなと、やはり補助金なしでやっていくというのは大変なあれですけども、永久に出すということではなくて、一応、軌道に乗るまでという形で、これは福祉の方のNPOということで福祉活動をするためのNPOですけども、それをやっていただいている、私もその審査会には出させていただいているんですけど、一生懸命審査をして頑張ってもらいたいと思っても、やはり補助金もうなくなるとできないというふうなところもありますので、この辺のところの、なかなか、やはり気持ちがあっても採算がとれないというようなことがあって大変だなということを私は感じております。

会長 それでは、時間もそろそろですので、原課長、松沼部長の方で、ちょっと本日のご議論を踏まえて、一つは財源の問題が出ておりました。もう一つは、同じ補助金であっても種々幾つかの種類が入っているので、それによって基準がかなり変わってくるのではないかという問題も出ておりましたので、そのあたりを少し整理していただいて、次回もう少し議論を深めたいと思います。いかがでございますか。何かご意見ございますか。

委員 ちょっといいでしょうか。今、「補助金」という言葉がいろいろ解釈があって、一般会計から出てくるものと、それから、基金という名前のところから出てくるものとありますね。それで、杉並区には基金という名前のそういうお財布が幾つぐらいあるのか、ちょっと伺いたいんですが。

財政課長 基金は全部で今九つ、いわゆる積み立ての基金としては九つありまして、先ほど申し上げてきたNPOの支援基金というのが一つありました。あるいは同様の趣旨で言えば、みどりの基金というものがもう一つあります。あとはさまざまな財政上の必要から持っている基金といったものですね。あと、運用基金では、極めてこんなのは内部管理的なものになりますけども、その四つだったでしょうか、ございます。

委員 合計で5個ですか。

財政課長 合計で、ですから、積み立て運用も入れると11ぐらいだったと思います。ちょっと今、資料がありませんので。

委員 11個ぐらい。

会長 どうぞ、松沼部長。

政策経営部長 今、会長のお話しになった、次回までにという、ちょっとそれを我々なりに受けとめさせていただきますと、例えば、切り口として、その財源の、先ほどちょっと議論が出ていました、国や都との関連でどうなのかというふうな切り口で見た場合はどうなのかとか、あるいは奨励的補助金、それから、協働を進めていくような観点から見てどうなのかとか、あるいはもう単純に、その会の運営のための補助金だとか、ちょっと今日議論が出た、それ以外にもいろいろ議論としてはございましたけど、今日の議論を振り返って、幾つかの切り口から見て少し整理をして、補助金についても、できる限り概要としてはもう少し事業費とも関連させて、少しその資料をつくってみるというような受けとめ方でよろしいですか。

会長 はい、それでよろしいかと思えます。

杉並区の補助金の現状を見るに際して本日つくっていただいた資料は、いわゆる目的別と称しますか、事業の目的に沿った分類になっておりますが、補助金の性質によって分類できるのではないのでしょうかというのが一つあります。つまり、委託費だとか補助金であるとか、奨励的補助金であろうとか、負担金的な性格だとか、それによってかなり基準が違うのではないのでしょうかというご議論がありましたので、それが一つ。それからもう一つは、補助金の金額は本日出ているんですが、行われている施策ないしは事業が裏側にどれぐらい持っているか、他の補助金がどのぐらい出ているか。つまり、先ほどの原課長の言葉で言うなら、財源の問題によってはやはり適正化する議論が変わってきますので、そこを見れないかなということですね。

どうぞ。

財政課長 よくわかります。今回の資料はあくまでも支払い団体ごとという格好の、あくまでも現状の最小限のものをとりあえずそろえてあるということですので、実際には補助金を支出するための目的、これは純粋に財政支援というか、その裏には一定の誘因効果を持つようにというようなこともありますし、あるいは行政の事実上の代替性を確保してもらおうといったもの、あるいはその補完的な部分、さまざまな要素がございます。あるいはそれが複合化しているというのめかなりあるというふうなことで、いずれにしても、これから補助金制度自体を考えていくためには、そういった主たる目的、ねらいがどういったところにあって、これまで補助金が出されているのかといったことも、その状況がわか

るような形で、大体イメージできるようなものを私どもでそろえたいと思っています。同時に、今お話があった財源のものそれぞれ構成とその全体の概要がわかるように、資料は調製したいと思います。

会長 作業が大変でしたら、できる範囲内ということで結構かと思いますが。

あと、何か次回の資料に関しまして、ご要望を委員の皆様方のほうからございますでしょうか。どうぞ。

委員 いいですか。これから区が力を入れていこうというようなものも教えていただきたいんですね。

会長 財政運営の基本的な指針みたいなもの きょう、口頭で伺いましたけれども、もしそれでもできましたら、何か資料があればそれでも結構ですし、もう一度。

財政課長 わかりました。

会長 それと、それに対応を恐らくしているであろう補助金のあり方に関する区長のお考えなり、財政当局のお考えなりがあれば、それも踏まえて。大体、本日、概要は伺いましたが、もともと我々が議論するベースになる考え方がわかるものがもしできたらということ。

委員、それでよろしゅうございますか。

委員 はい。

会長 その他、ご意見ございますでしょうか。

( なし )

会長 それでは、時間にもなりましたので、本日はこれで閉会させていただきたいと思いますが、次回に関しましては、何かご予定……。

財政課長 改めて、今ご要望がありました資料をそろえて、事前にまた会長さんの方と相談させていただきながら、その中で改めて日程調整についてはそれぞれの委員さんに私の方からご連絡を差し上げたいというふうに思います。基本的には月1回は最低お願いしたいと思っておりますが、次回については改めてご連絡差し上げるということでご了承をお願いします。

会長 はい。よろしゅうございますか、それでは。

( 了承 )

会長 それでは、日程はお任せするというので、調整させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございました、本日は。お疲れさまでした。